

円普通預金口座取引規約 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
第2条 預入および払戻等 1. 当行は、円普通口座への振替、現金、<u>トラベラーズチェック</u>、小切手等による預入については、当該業務を取扱う当行の国内支店および出張所にて取扱います。当行と預入業務について提携している金融機関の自動機より行うキャッシュカードを使用した預入については、別途定める「SMBC 信託銀行バンキングカード規定」によるものとします。 2 (略)	第2条 預入および払戻等 1. 当行は、円普通口座への振替、現金、小切手等による預入については、当該業務を取扱う当行の国内支店および出張所にて取扱います。<u>ただし、国内の他の金融機関を支払人および支払場所とする小切手は預入入れることができません。</u>当行と預入業務について提携している金融機関の自動機より行うキャッシュカードを使用した預入については、別途定める「SMBC 信託銀行バンキングカード規定」によるものとします。 2 (略)

株式会社 SMBC 信託銀行

規改 02(日) 2609